

第3章 さまざまな分野における人権問題

本市には、日本固有の人権問題である同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障害者・外国人等の人権問題があり、その取り組みの進展によって新たな課題に直面するに至った問題とともに、これから取り組みを始めなければならない問題が存在しています。

1 同和問題

【現状】

同和問題は、1965（昭和 40）年の「同和対策審議会」答申において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に係る課題である。」とされ、「その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」と指摘されています。このことを踏まえ、国においては同和問題の早期解決を図るため、1969（昭和 44）年の「同対法」施行以降、関係諸施策を推進してきました。その結果、特別対策については、概ねその目的を達成できる状況になったことから「地対財特法」は経過措置を含めて、2002（平成 14）年 3 月末をもって終了しました。

1996（平成 8）年の「地域改善対策協議会」の意見具申では、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」「地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行」「今後の施策の適切な推進」等の今後の重点施策の方向が示されています。これを受け、1996（平成 8）年 7 月の閣議において、「同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発に再構成して推進する」ことが決定されました。

本市においては「同対法」施行後、同和問題の解決を重要な課題として捉え、道路改良事業、住宅改良事業、集会所の建設など同和地区の生活環境改善の推進とともに、社会福祉の向上、教育の充実に努めてきました。

しかし、全国では調査業者などによる住民票等の不正取得が行われていたことや、

被差別地域の住所を特定するような書き込みがインターネット^{*}上に掲載されるなど、依然として結婚や就職差別につながる差別事象が起きており、人権問題として深刻な状況が続いています。

【課題】

同和問題に関する差別意識の解消に向けた人権教育・啓発は、これまでの教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題として捉え、積極的に推進していかなければなりません。

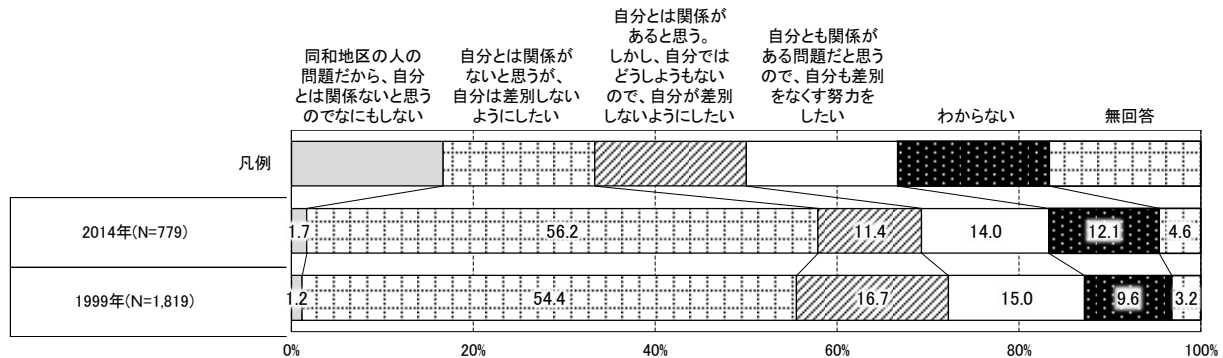
今回調査によると「同和問題を解決するために必要なこと」の設問について、「同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる」と回答した人の割合が24%と、「寝た子を起こすな」という考え方が根強くあります。また、「同和問題の解決に向けての考え」の設問についても、「自分と関係がある」と回答した人の割合が、25.4%と前回調査の31.7%から減少しています。

同和問題の解決には、こうした意識の解消が重要であり、そのためには、厳しい差別の現実には深く学び、そこから差別を受けている人の痛みや悲しみを共有し、「差別を許さない」とする共感と連帯の輪を広げていく必要があります。

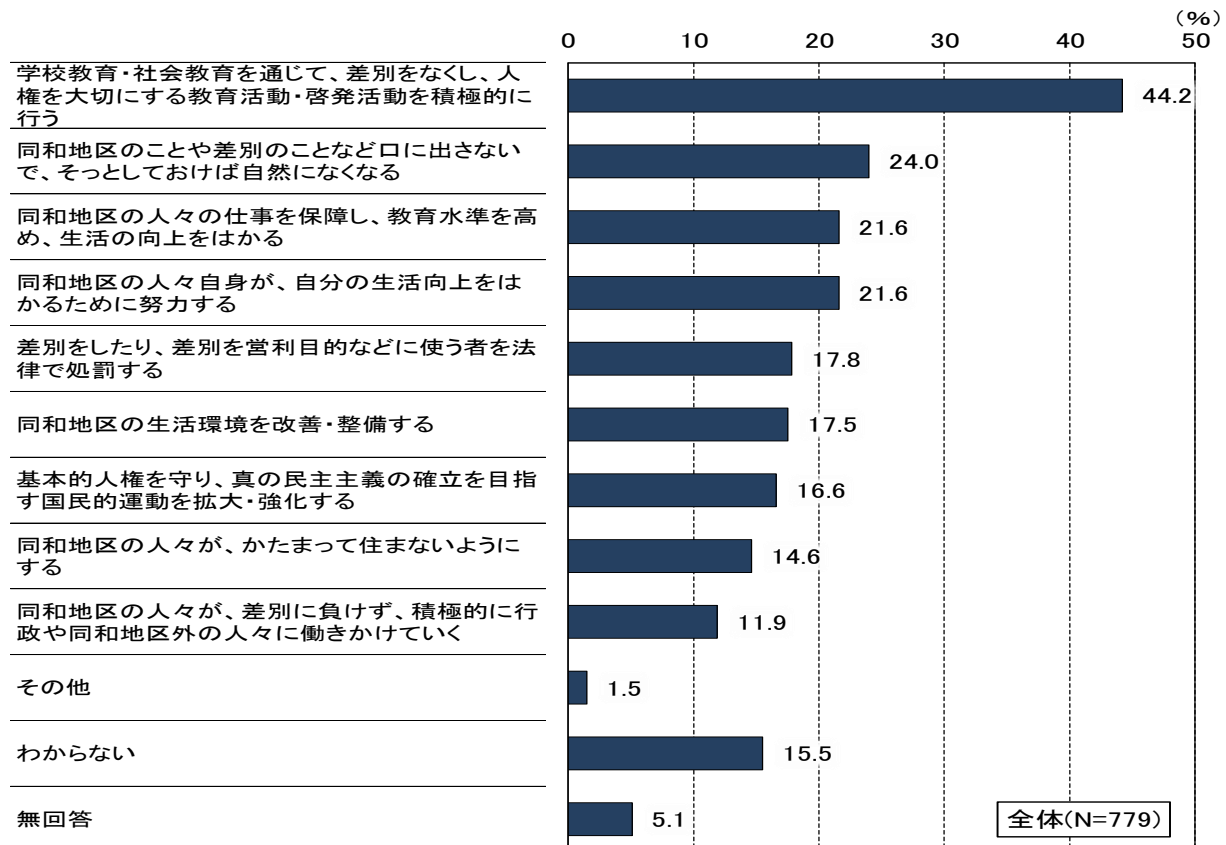
このようなことから、今後とも、学校教育の場や企業における教育や研修を通し、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取り組みを一層進める必要があります。

また、あらゆる機会を通して、市民一人ひとりが同和問題の正しい理解と認識を深めることが重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協力し、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう人権教育・啓発の取り組みを進めていく必要があります。

(市民意識調査より) 同和問題の解決に向けたあなたの考え(前回調査との比較)



(市民意識調査より) 同和問題を解決するには、あなたはどのようなことが必要だと思いますか



【取り組みの基本的方向】

同和地区の環境改善については、これまでの取り組みにより、一定の成果が得られたものの、教育・就労面での格差や差別意識の解消など市民啓発面での取り組みにおいては、いまだ十分とは言えない状況にあります。

今後とも、同和問題の早期解決にあたっては、これまでの同和教育・啓発の成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重する人権教育・啓発として発展的に再構築して取り組みを推進します。

①人権・同和问题啓発の推進

- ・市民啓発活動の充実
- ・企業等における啓発活動の推進

②人権・同和教育の推進

- ・学校教育における人権・同和教育の推進
- ・社会教育における人権・同和教育の推進

2 女性に関する人権問題

【現状】

国連では、女性の人権を世界各国の共通した課題として、女性の地位向上のための「世界行動計画」や「女性差別撤廃条約」などを採択し、国際的な規模で女性の人権の確立に向けたさまざまな取り組みを行っています。

国においても、このような国際的な動向に配慮しながら、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」など法制面における整備が行われ、女性の人権保障が大きく進歩しました。

しかし、女性の権利に関するさまざまな法律が整備された現在でも、経済的な格差やセクシャル・ハラスメント^{*}（以下「セクハラ」という。）、配偶者や恋人等親しい間柄の男女間で起こる暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス^{*}（以下「DV」という。））、ストーカー行為、さらには人身取引や性犯罪など女性の人権に関するさまざまな問題が起きています。

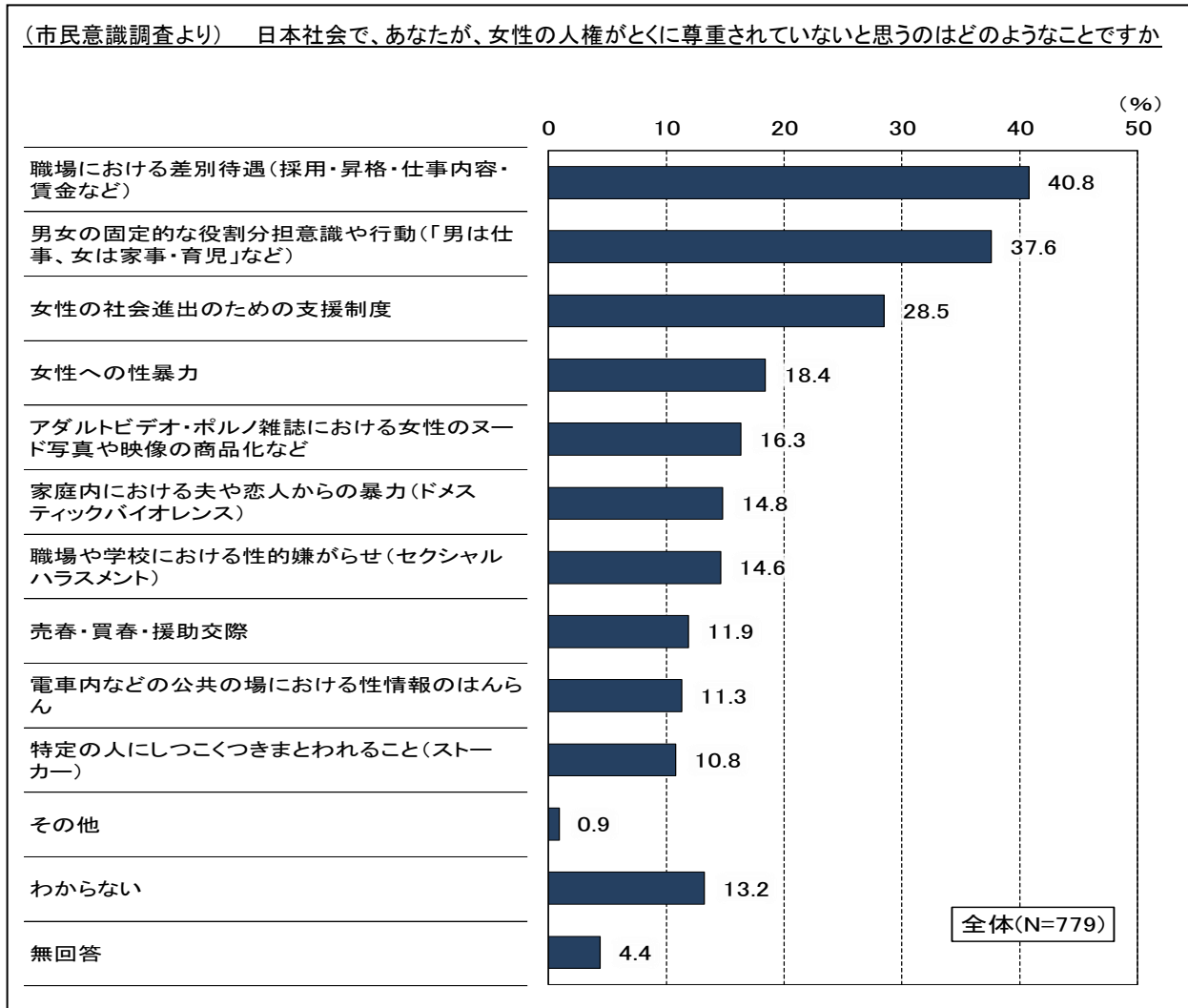
一方、国際化や高度情報化、少子高齢化、国内経済の長期低迷などによる社会・経済情勢の変化に伴い、家族のあり方や男女のライフスタイル^{*}が多様化している現状に対応していく上で、女性も男性もすべての個人が、お互いにその人権を尊重し、対等なパートナーとして喜びも責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国にとって、最重要課題の一つです。

本市でも、21世紀にふさわしい男女共同参画社会を実現するために、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、2003(平成15)年3月に「おおむた男女共同参画プラン」を策定するとともに、2006(平成18)年4月から「大牟田市男女共同参画推進条例」を施行、2013(平成25)年3月には「第2次おおむた男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的に推進しています。

【課題】

今日の社会環境は、少子高齢化の進展、就労形態の変化、国際化、高度情報化など大きく変化しており、それとともに学校、家庭、地域、職場などにおける男女の関係も変わりつつあります。しかし、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって個人の意思や行動を制約する役割分担の意識は、徐々に解消されつつあるものの依然として根強く残っており、①職場や地域において女性の政策・方針決定過程への参画が少ないこと、②家事・育児・介護の多くの部分を女性が負担していること、③男性の多くが家庭や地域活動に参加しないで仕事中心の生活になっていることなどの問題を抱えています。

また、職場や学校等でのセクハラ、DV、ストーカー行為、性犯罪、売買春等の人権侵害や、性の商品化・暴力表現といった女性の人権に配慮を欠いた取り扱いも問題となっています。



【取り組みの基本的方向】

女性も男性も等しく一人の人間として尊重され、さまざまな分野において平等にその個性や能力を発揮できる社会を目指すために、一人ひとりの個性や能力を尊重する意識や男女平等意識を育み、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場において教育・意識啓発を推進します。

また、すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、あらゆる暴力を許さない社会を目指し、DVをはじめとしたさまざまな暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。

① 男女共同参画社会への啓発・教育の推進

- ・学校、家庭、地域、職場などあらゆる場での啓発・教育の推進
- ② 女性の社会への更なる参画の促進
 - ・政策・方針決定の場への女性の参画の促進
- ③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ・相談機能の充実
 - ・DV等被害者の自立支援
 - ・啓発の推進

3 子どもに関する人権問題

【現状】

国連は、「子どもの権利に関する条約」^{*}など、子どもの権利に関する条約を採択し、国においては、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」や「児童虐待の防止に関する法律」など、子どもの権利を守るための法制度の整備が進められてきました。

しかし、近年、子どもを取り巻く環境は、少子化の進行、都市化や核家族化、共働き家庭の増加、保護者を取り巻く環境の変化や経済的な格差の拡大など急激に変化しています。また、高度情報化、地域社会のつながりの希薄化、インターネット^{*}中心のコミュニケーション等、子どもの心の成長や発達にとっては、厳しい環境になっています。

このような中、学校ではいじめ等の問題、家庭では児童虐待やひきこもり等の問題、そして地域の中では非行の低年齢化、テレビやインターネット^{*}などマスメディアによる有害情報の氾濫や性の商品化などといった子どもの人権を侵害する深刻な問題が発生しています。

本市においては、「子ども・子育て支援法」に基づく、「大牟田市子ども・子育て支援事業計画」や「大牟田市青少年健全育成プラン」を2015（平成27）年3月に策定し、社会全体で子どもが健やかに成長できるよう取り組みを推進しています。

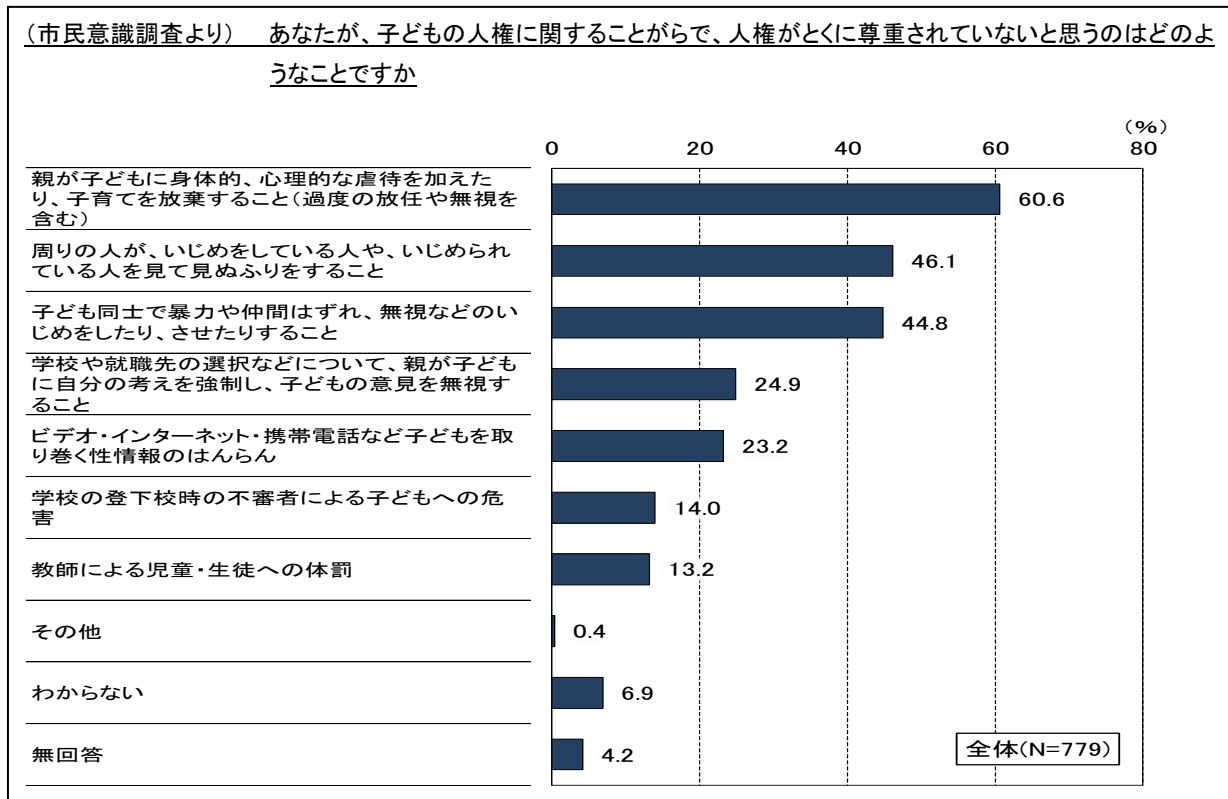
【課題】

子どもが、社会の中で健やかに成長していくためには、子ども一人ひとりが人間として尊重されることが大切です。

しかし、子どもや子育てを取り巻く環境は急激に変化しており、それに伴い子どもと保護者などの大人との関わりが、希薄になっており、児童虐待、いじめなどの多くの問題が生じ、そのことにより子どもの心身の成長や人格の形成に与える影響が懸念されます。

また、インターネット社会の急激な進展が子どもたちに及ぼしている影響について、大人が十分理解していないことなどから、大人が子どもの人権を尊重し、健全に育てていくことの大切さを認識するとともに、自らの責任を果たしていくことが求められています。

このようなことから、子どもの人権に関わる家庭、学校、地域などにおいて、子どもたちの発達段階に応じつつ、人権尊重の心を育てる人権教育を推進する必要がある、加えて、それに携わる大人の人権意識の高揚のための人権教育・啓発を推進する必要があります。



【取り組みの基本的方向】

子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることのできる社会環境づくりをはじめ、子どもの人権感覚豊かな「生きる力」を育むための施策など積極的に推進します。

- ①「子どもの権利」の理解を深めるための啓発の推進
 - ・「子どもの権利に関する条約」^{*}の周知及び啓発活動の推進
- ②地域での子育て支援の充実
- ③青少年の健全育成の推進
- ④青少年に関する諸問題への対応の充実

4 高齢者に関する人権問題

【現状】

わが国の高齢人口は、年々増加の一途をたどり、2013(平成 25)年 10 月 1 日現在の高齢化率（全人口に占める 65 歳以上の人口割合）は 25.1%となっており、2060(平成 72)年には 39.9%になると推計されています。

本市においても、2014（平成 26）年 10 月 1 日時点で、高齢化率は 32.9%に達し、国・県を 10 年以上も上回るスピードで高齢化が進行しています。また、本市は特に 75 歳以上の後期高齢者の占める割合が高く、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加し、その対応は以前にも増して重要となっています。

近年では、高齢者に対する就業差別が行われたり、悪徳商法や詐欺による被害が発生したりしています。また、加齢によって疾病率が高まる認知症^{*}の問題や高齢者に対する身体的、心理的、性的、経済的虐待や介護・世話の放棄・放任問題も発生しています。

このような中、本市では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を基本テーマに、高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことが

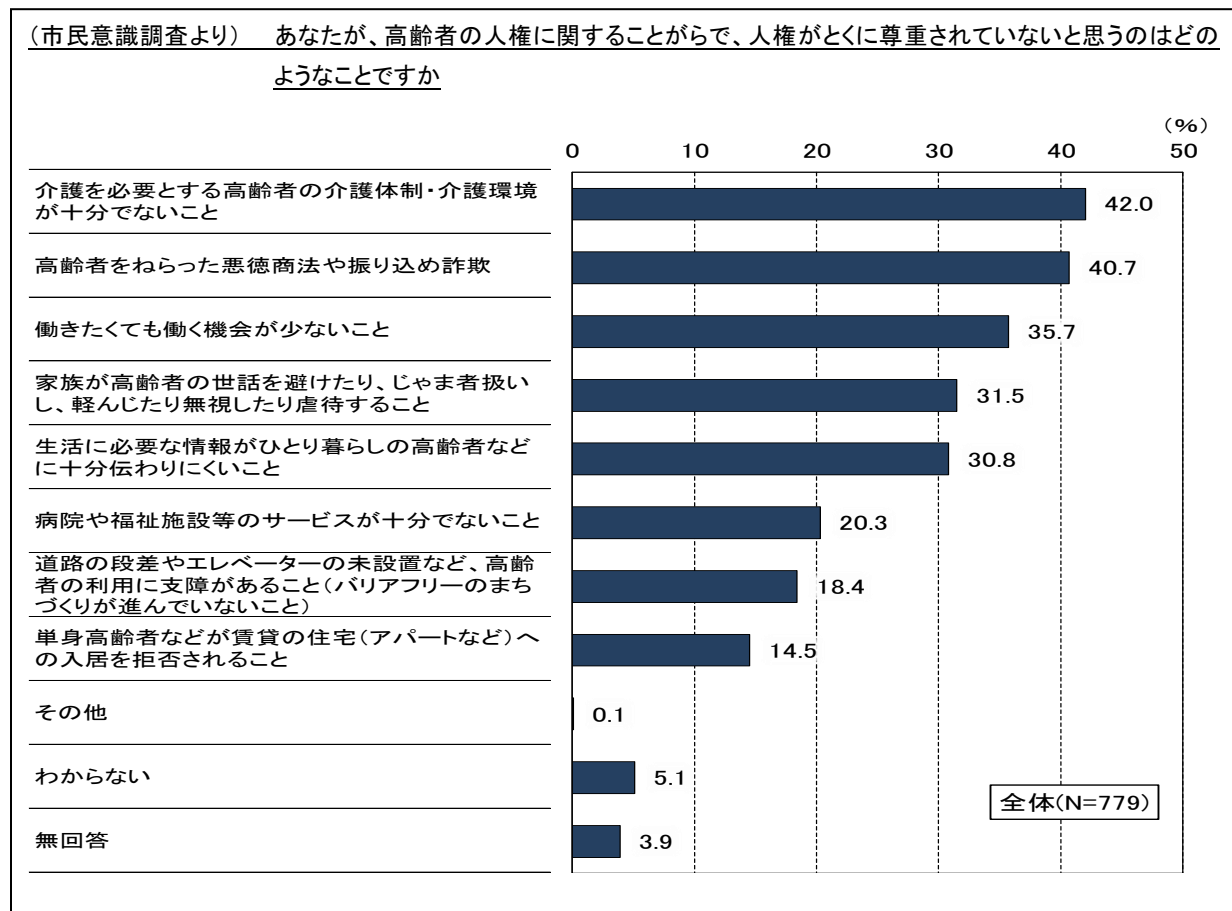
できるよう、さまざまな施策を積極的に推進しています。

【課題】

少子化・核家族化等により、高齢者と次世代とのつながりの希薄化、高齢者への理解や認識不足によって対等な人間関係の形成、確保が困難になるといった高齢者の人権の問題があります。一方で、高齢者に対する介護者等による肉体的虐待や心理的虐待といった問題の増加が懸念されます。

高齢者が自分の生き方を自己決定することができ、人間として尊厳のある生活が安心して送れるよう、高齢者の人権の保障に向け取り組まなければなりません。

また、高齢者の人権擁護には、医療や介護といった公的なサービスだけでなく、多方面からの総合的な対応を図るためのネットワークづくりや、成年後見制度^{*}の利用促進、相談窓口の充実が求められます。医療や介護サービスの基盤の整備やサービスの質的な向上を推進するとともに、医療・福祉・介護従事者をはじめ、市民の人権意識の高揚に努めることが重要です。



【取り組みの基本的方向】

高齢者が自分の生き方を自己決定することができ、人間として尊厳ある生活が安心して送れるよう、高齢者の人権が保障された社会システムづくりなどの施策の推進に努めます。

さらに、高齢者虐待防止法が2006(平成18)年4月から施行されたことに伴い、同法の周知を図るとともに高齢者の人権についての正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動の推進を図ります。また、認知症^{*}高齢者の増加が見込まれることから、認知症^{*}に対する啓発、支援の強化を行います。

① 啓発活動・福祉教育の推進

- ・福祉意識の啓発
- ・福祉教育の推進

② 高齢者の生きがい対策の推進

- ・社会参加の促進
- ・就業機会の確保

③ 各種サービス利用のための環境づくり

- ・相談体制の充実
- ・情報提供の充実

④ 生活の継続性の尊重

- ・地域との協働による見守り活動の充実
- ・高齢者虐待に対する対応の強化
- ・権利擁護^{*}体制の推進
- ・地域認知症ケアコミュニティ推進事業の実施
- ・認知症高齢者にかかる研究・研修の充実

5 障害者に関する人権問題

【現状】

国においては、2006（平成 18）年 12 月に、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定した障害者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」が国連で採択されて以降、その批准に向けて「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行、「障害者差別解消法」の成立、「障害者雇用促進法」の改正などが進められてきました。これらの国内法の整備を背景として、2014（平成 26）年 1 月にわが国は正式に「障害者の権利に関する条約」の締結国となりました。その他、「障害者虐待防止法」が施行されるなど、障害者福祉に関する関係諸法令の整備が進められてきました。

このように、社会情勢や法制度が大きく変化する中で、国においては、2013（平成 25）年 9 月、「障害者基本法」に基づく新たな「第 3 次障害者基本計画」が閣議決定されました。

本市においては、2006（平成 18）年 3 月に「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち～ノーマライゼーション^{*}社会の実現～」を基本理念とした「大牟田市障害者計画」を策定し、各種障害福祉施策を推進するとともに、市民への啓発活動や障害のある人と障害のない人との交流の促進、公共的建築物の改善、教育の充実に努めてきました。

これらの取り組みをさらに進めるため、国の「第 3 次障害者基本計画」の策定を踏まえ、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の指針として新たな「大牟田市障害者計画（平成 27 年度～31 年度）」を 2015（平成 27）年 3 月に策定し、ノーマライゼーション^{*}社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

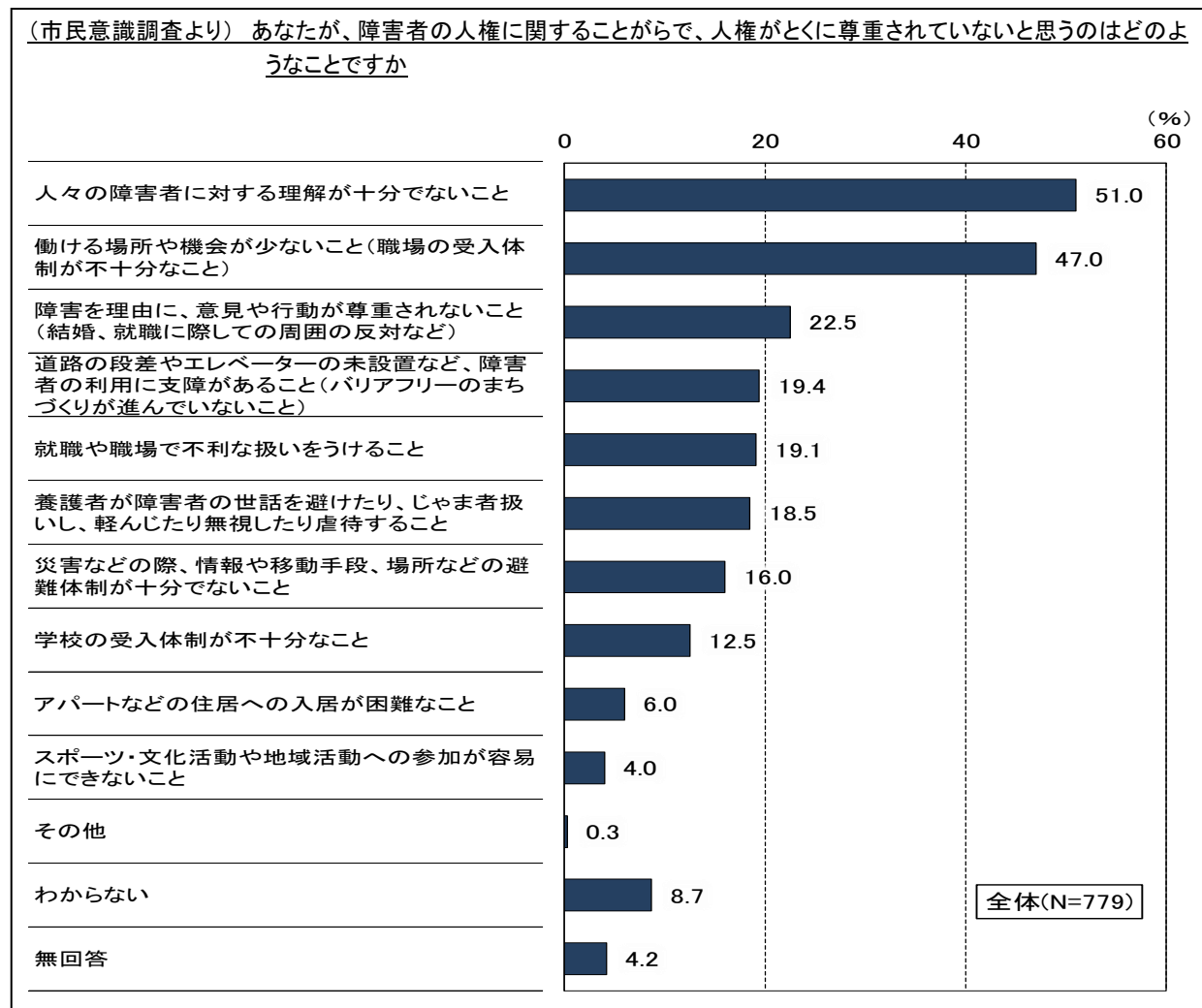
【課題】

障害者が地域で共に暮らし、安心して生きていくためには、障害者とともに暮らすことが当たり前であることを前提とした地域づくりを推進していかなければなりません。

しかしながら、障害者用駐車スペースへの駐車など、障害者に対する配慮に欠けた

行動や精神障害や発達障害^{*}がある人に対する誤解、偏見など、障害者の自立と社会参加の大きな障壁になっています。市民一人ひとりが、障害をその人の個性として受け止め、社会の一員として等しく、その人権や意思を尊重し、共に暮らす社会づくりのためには、障害や障害者のことを正しく理解しなければなりません。そのためには、障害や障害者に対する正しい知識の啓発や日常的なふれあいを通じた相互理解の促進などを図る必要があります。

また、障害者に対する虐待や障害者を狙った犯罪なども発生しており、成年後見制度^{*}の利用促進などの障害者の権利を擁護するための取り組みも必要です。



【取り組みの基本的方向】

障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を目指すノーマライゼーション^{*}の理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図るとともに、障害者に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動の推進を図ります。

①広報・啓発活動の推進

- ・正しい理解と認識のための教育・啓発活動の推進
- ・障害者福祉制度の周知

②自立と社会参加の促進

- ・スポーツ・文化芸術活動への参加促進
- ・雇用・就労機会の促進
- ・ボランティア活動の促進
- ・相談支援体制の充実

③特別支援教育^{*}の充実

6 外国人に関する人権問題

【現状】

今日の国際社会は、交通や通信技術の飛躍的進歩により、国境を越え「人」「物」「情報」の交流が格段に、かつ、急速に拡大し、地球全体が一つの圏域となりつつあります。

一口に外国人に関する人権問題といっても、近年増加している日本で生活する外国人や、働きに来ている外国人労働者の言葉や識字の問題等により意思疎通がうまくできないため深刻な状況を発生させる人権問題をはじめ、わが国の歴史的経緯に由来して在住する在日韓国・朝鮮人に関する人権問題など、その内容はさまざまです。

外国人というだけで偏見や差別が生まれたり、言語、文化、習慣等の違いから十分な相互理解ができず、住居、労働、福祉、医療、教育等のさまざまな分野でトラブルが起こったりすることもあります。

近年、一部の国、民族を排除しようとするヘイトスピーチ^{*}等が、東京や大阪から次第に全国に広がり始めています。外国人だけでなく、周りの人々にも不安感や嫌悪感を与えるというだけでなく、差別意識を生じさせることにもつながりかねない状況に

あります。

習慣や文化、価値観等の違いに対する理解不足による偏見や差別意識などを生じさせないよう、地域社会のすべての外国人と日本人とが心豊かに暮らし、違いが尊重され、豊かな人間関係が構築されるような施策が求められています。

本市でも中国大同市（1981（昭和 56）年）をはじめ米国マスキーガン郡・市、ノースマスキーガン市と姉妹都市を締結し、文化、スポーツ、教育などの各分野にわたって多彩な交流を進めています。

また、本市に在住する外国住民の数は、2014（平成 26）年 11 月現在 28 カ国、512 人となっています。永住者や永住者の配偶者等が最も多く、次に多いのは、特別永住者となっており、近年では、企業での研修・実技実習や、興行活動等を行う外国人も増加しています。

このような状況の一方、戦前から戦中にかけて中国等から炭鉱労働のために連行されたり、さらには戦争俘虜も炭鉱労働に従事（1943（昭和 18）年、福岡俘虜収容所 17 分所設置）させられた歴史が存在しています。

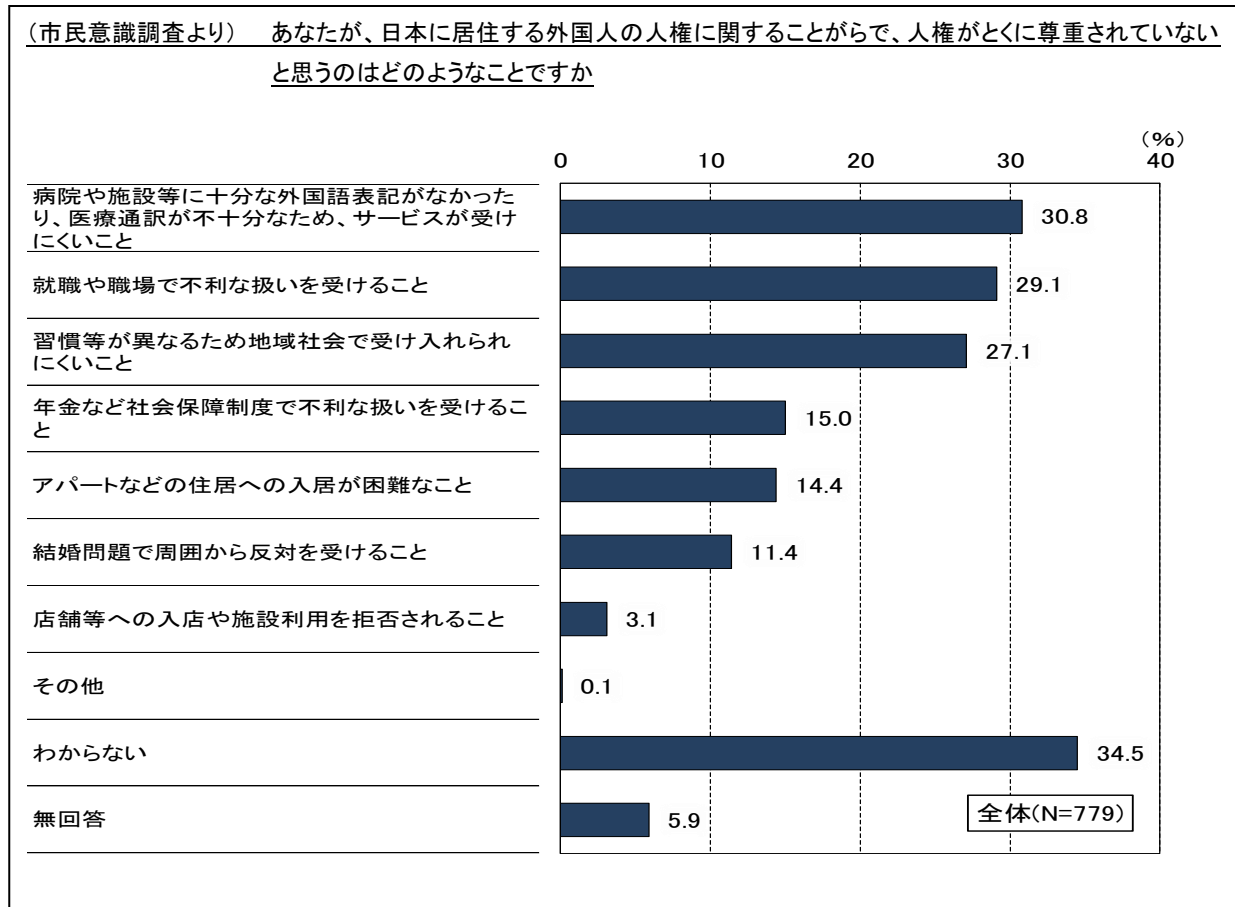
【課題】

私たち一人ひとりの日々の生活や活動が、国際社会と密接なつながりを持つ今日、これまでの文化交流の歴史を踏まえて、すべての市民が国際理解を深め、国際化時代にふさわしい人権意識の高揚が求められます。

そこで、滞在・定住する諸民族・諸国民が、日本社会並びに本市を理解し、共生することができるための支援が必要とされ、案内板・刊行物等の諸国語併記や諸国語版の発行などは、その第一歩と言えます。

同時に、在日韓国・朝鮮人等に対する偏見や差別意識の解消に向けた取り組みについては、歴史的経緯を正しく理解するとともに、人権尊重を基調とした共生に向けた理解の促進、国際理解教育の推進が必要です。

今後、これらの課題に取り組むためには「人種差別撤廃条約」等を学ぶ機会を、関係する市職員、学校・企業関係者に提供すると同時に、市民の人権教育・啓発においても積極的に取り入れる必要があります。



【取り組みの基本的方向】

近年、国際化時代を反映し、外国人の滞在・定住化の進展が見られる中で、永住外国人を含む外国人との「共生社会」の実現にあたっては、歴史や文化、習慣等の違いを正しく理解し、認め合う、人権尊重を基調とした相互理解のための教育・啓発を推進するとともに、外国人にも配慮した住みよい環境づくりを推進します。

①国際理解のための教育・啓発の推進

②住みやすい環境づくり

- ・外国人にも配慮した環境づくり
- ・相談体制の充実

7 病者等に関する人権問題

病者となる原因は、決して自己の健康管理能力の不十分さに限られるものではありません。公衆衛生環境、生活環境、労働環境などの中にも、望まずして病者となる原因が存在しています。

しかし、自己の健康管理能力の不十分さによるものと見なされたり、病者となることによって社会的責任を果たせぬばかりか社会的負担をかける者と思なされるなど、偏見や差別を受ける傾向さえあります。

さらに、病者が感染性疾患である場合には偏見や差別は一層厳しさが加わります。

本市においては、炭じん爆発被害による病者の大量発生や、じん肺などの疾病をめぐる争訟を経験しています。これらの過程において、病者の訴えに対し、一部非難する言動がみられたことも事実です。

それ故、人権の保障という視点に立った病者に対する偏見や差別意識の解消が求められており、そのためには、病者の健康回復、市民の疾病予防のための活動などにおいても、歴史的経緯を踏まえた人権のための活動だという考え方を市民に教育・啓発する必要があります。

【現状】

(1) HIV感染者等に関する問題

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は、その感染経路が特定しており、感染力もそれほど強くないことから、いたずらに感染を恐れる必要はなく、医学の進歩により、治療薬によって後天性免疫不全症候群（エイズ）の発症を遅らせることが可能になりました。

しかし、病気に対する正しい知識や理解がないために、患者や感染者、あるいはその家族に対して、偏見を持ったり差別をしたりすることが問題となっています。

本市では、1993（平成5）年6月から保健所で無料のHIV抗体検査及びエイズ相談事業を実施しています。また、6月のHIV検査普及週間や12月の世界エイズデーにあわせて、HIV夜間検査及びポスターの掲示並びに街頭啓発を行っています。

(2) ハンセン病患者等に関する問題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は弱く飲食や入浴などの日常生活では感染しません。発病した場合も、現在は治療方法が確立し治癒する病気ですし、遺伝する病気ではありません。そのため、本来、ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんが、日本では明治時代から施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。

ハンセン病患者・回復者^{*}は、1996（平成8）年の「らい予防法」廃止及び国の損害賠償責任を認める判決（2001（平成13）年）によって社会復帰への道が開かれました。しかし、今日でも、全国の療養所に約1,840名（2014（平成26）年5月現在）がとどまっているのが実状であり、長期にわたる強制入所・隔離という国の政策等から、入所者の多くは高齢で身寄りがない状態に置かれてしまったことや、肉親をはじめとする社会との交流が断たれてきたことなどに加え、現在も存在する偏見や差別によって社会復帰が妨げられています。

ハンセン病患者・回復者^{*}の社会復帰が実現するためには、偏見を払拭し、居住の自由をはじめとする人権が保障される地域づくりが急務となっています。

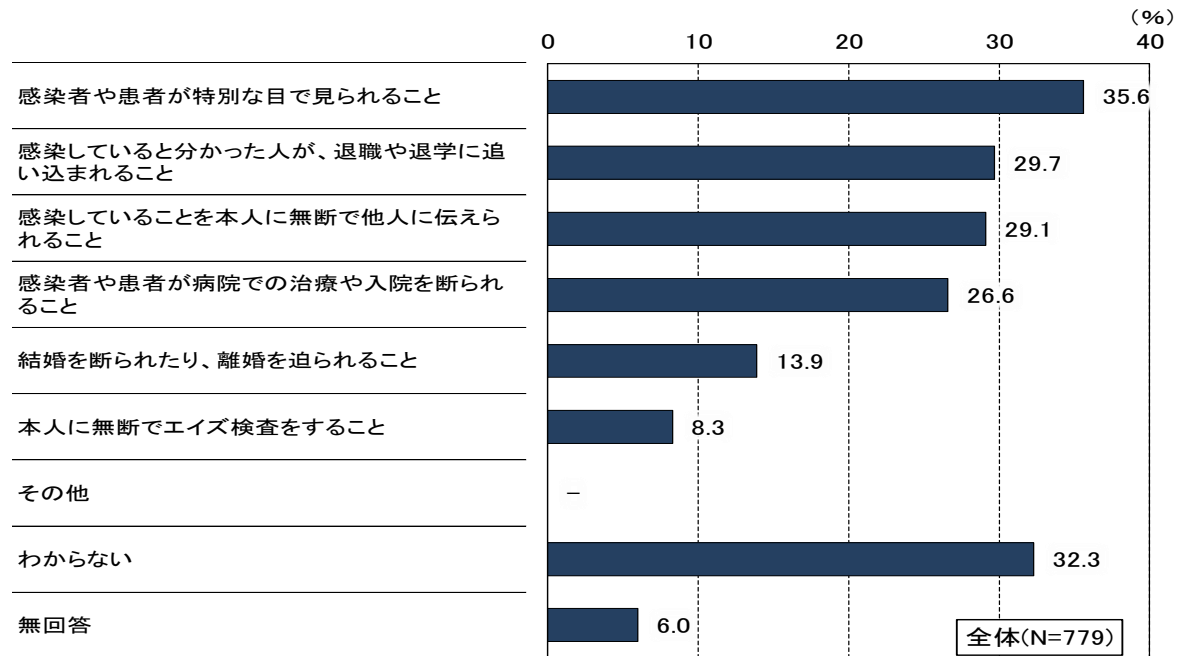
【課題】

HIV感染者やエイズ患者^{*}、ハンセン病患者・回復者^{*}、さらにはその家族に対する偏見や差別、人権侵害の多くは、不正確な医学的知識や思い込みによる過度の危機意識から生まれます。

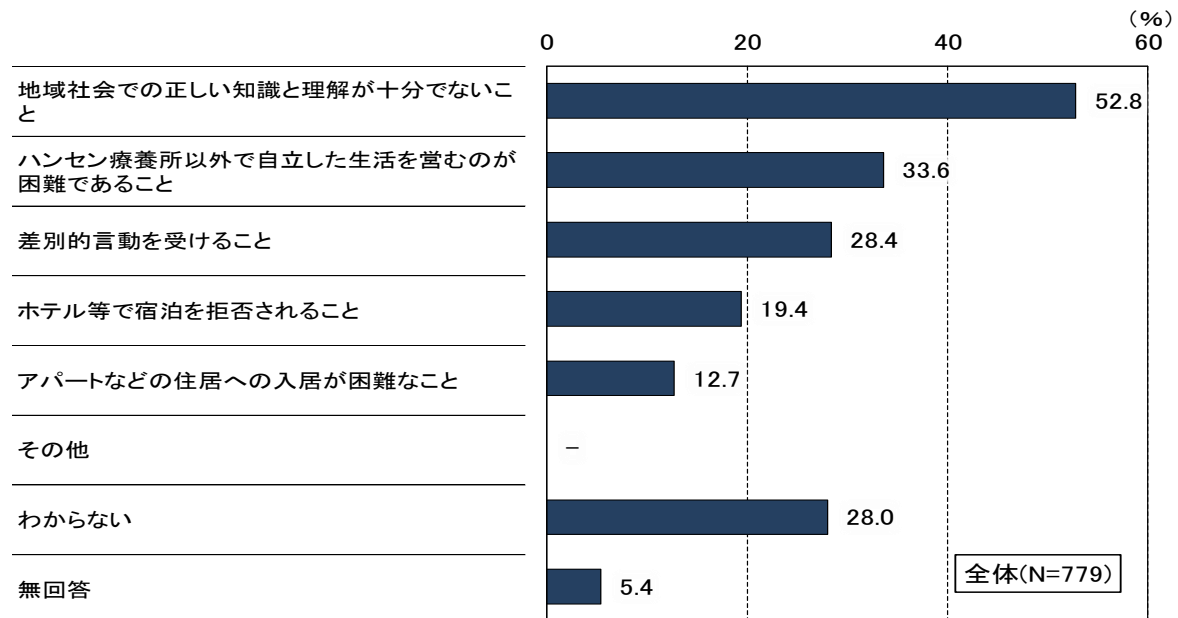
感染症の患者については、治療や予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、同時に、市民一人ひとりがこれら感染症に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消に努めていくことが求められています。

このようなことから、今後も、これら感染症の患者等の人権を尊重するという視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しつつ、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる場において、人権教育・啓発の取り組みを進めていく必要があります。

(市民意識調査より) あなたが、HIV感染者、エイズ患者^{*}の人権に関することがらで、人権がとくに尊重されていないと思うのはどのようなことですか



(市民意識調査より) あなたが、ハンセン病患者・回復者の人権に関することがらで、人権がとくに尊重されていないと思うのはどのようなことですか



※ハンセン病…らい菌による感染症の一種

【取り組みの基本的方向】

H I V感染者・エイズ患者^{*}及びハンセン病患者・回復者^{*}をはじめとする病者等の人権について、特に感染性疾患を発病する病者等への偏見や差別意識の解消にあたっては、その本人や家族の人権を尊重し、一人ひとりが安心して自分らしく暮らすことのできる社会づくりの視点に立った教育・啓発の推進に努めます。

①正しい知識の普及・啓発活動の推進

②病者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備

8 インターネット等による人権侵害問題

【現状】

インターネット^{*}の普及で、電子メールの利用やホームページによる情報の受発信が簡単にできるようになり、私たちの暮らしは格段に便利になりました。

なかでも、インターネット^{*}には、特定の人に発信する電子メールと、一定のグループの人に向けて発信するSNS^{*}（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や、不特定多数の人に向けて情報発信するホームページや電子掲示板などがあり、いずれも私たちの日常生活に今や欠かせないものとなりつつあります。

しかしながら、これらはいずれも匿名により簡単に情報発信が可能であるため、さまざまな問題が発生しています。なかでも、特定の個人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現などの人権を侵害する情報の発信や暴力的表現、卑猥情報など、いわゆる有害情報の発信が問題になっています。

このため、国においては、2002(平成 14)年5月、インターネット^{*}等において権利の侵害が発生した場合における、プロバイダー等による迅速かつ適切な対応を目的に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダー責任制限法）が施行されました。しかしながら、インターネット^{*}による人権侵害を防止するためには、プロバイダー等が適切な対応を講じるとともに、使用者がその責任等を十分に自覚することが必要です。

総務省の「通信利用動向調査」によると、インターネット^{*}利用率は 2013（平成

25) 年末において 82.8%に達しており、多くの人が、電子メールや電子掲示板、チャット、さらに、最近では LINE（ライン）、フェイスブック、ツイッターなどの SNS^{*}を使って、多種多様な情報を気軽に収集・発信し、コミュニケーションを楽しんでいます。

特に、携帯電話やスマートフォンの普及は目覚ましいものがあり、大人はもとより子どもの所有率もかなり増加しており、通話とともに電子メール、SNS^{*}、電子掲示板などの機能を使ったコミュニケーションも盛んに行われています。

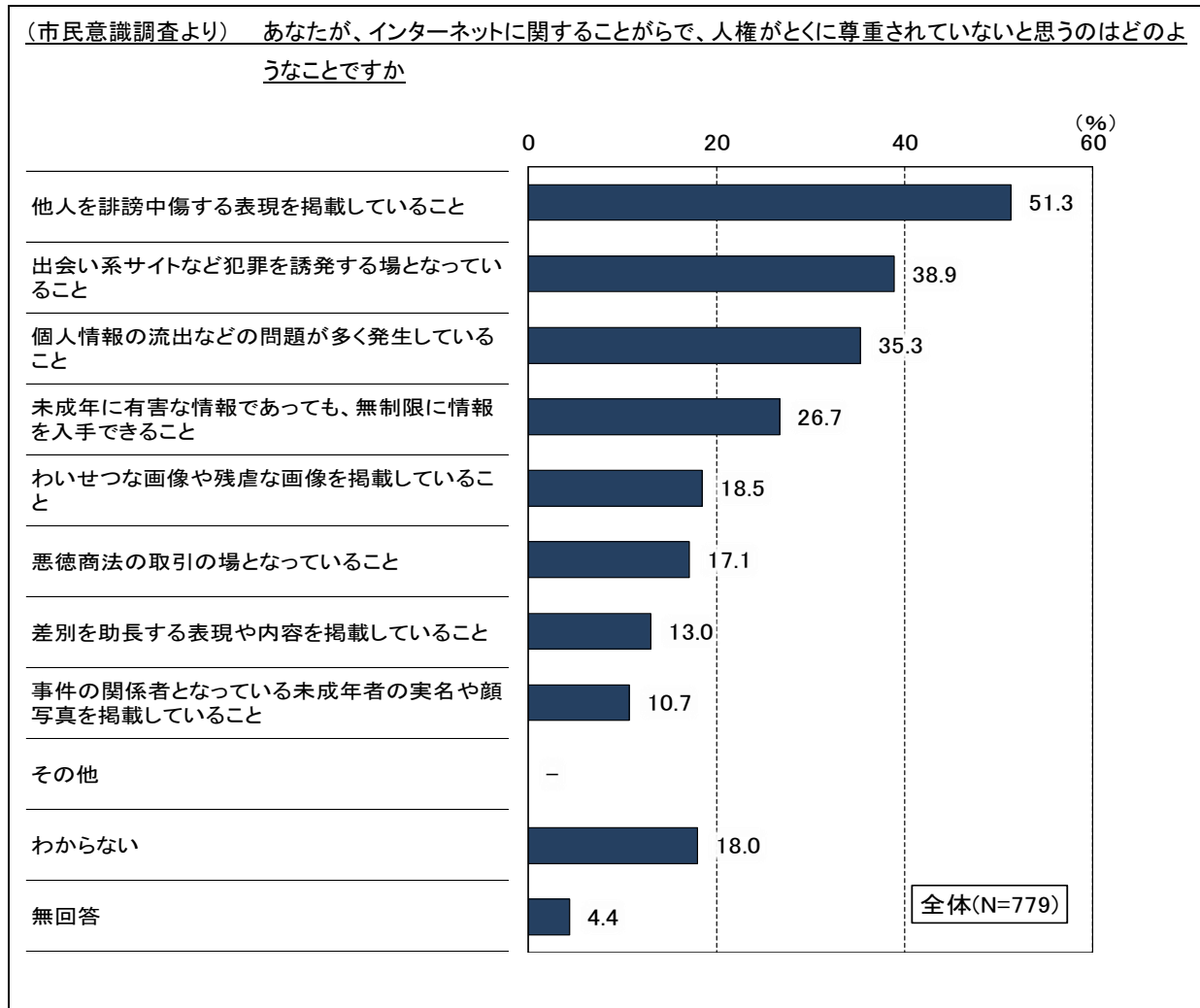
【課題】

法務省では、「一般のインターネット利用者やプロバイダーに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する」こととしています。

また、文部科学省は、「学校においては、情報に関する教科において、インターネット上^{*}の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る」こととしています。

このようなことから、家庭や地域、職場、学校などといったあらゆる場において、被害者にも加害者にもならないために、インターネット利用上^{*}の注意点やインターネットの危険性に関する学習機会を提供する必要があります。

また、市民や学校等に対しては、インターネット利用時のマナーやルールなど、情報モラルを高めるための取り組みの推進や、個人情報^{*}を大量に保有する企業や団体等に対しては、個人情報の適正な維持、管理を図るための啓発が必要です。



【取り組みの基本的方向】

インターネット^{*}の利用については、発信者のモラルに負うところが大きい^{*}ため、さまざまな機会を捉えインターネットの利用者にとどまらず幅広い人々の人権意識の高揚に向けた人権教育・啓発活動の推進に努めます。

また、「個人情報の保護に関する法律」や「大牟田市個人情報保護条例」の趣旨を踏まえながら、個人情報の保護について、地域や職場などでの研修や啓発活動を積極的に推進していきます。

- ① 情報モラル教育^{*}の充実
- ② 個人情報の保護等に関する広報・啓発活動の推進

9 さまざまな人権問題

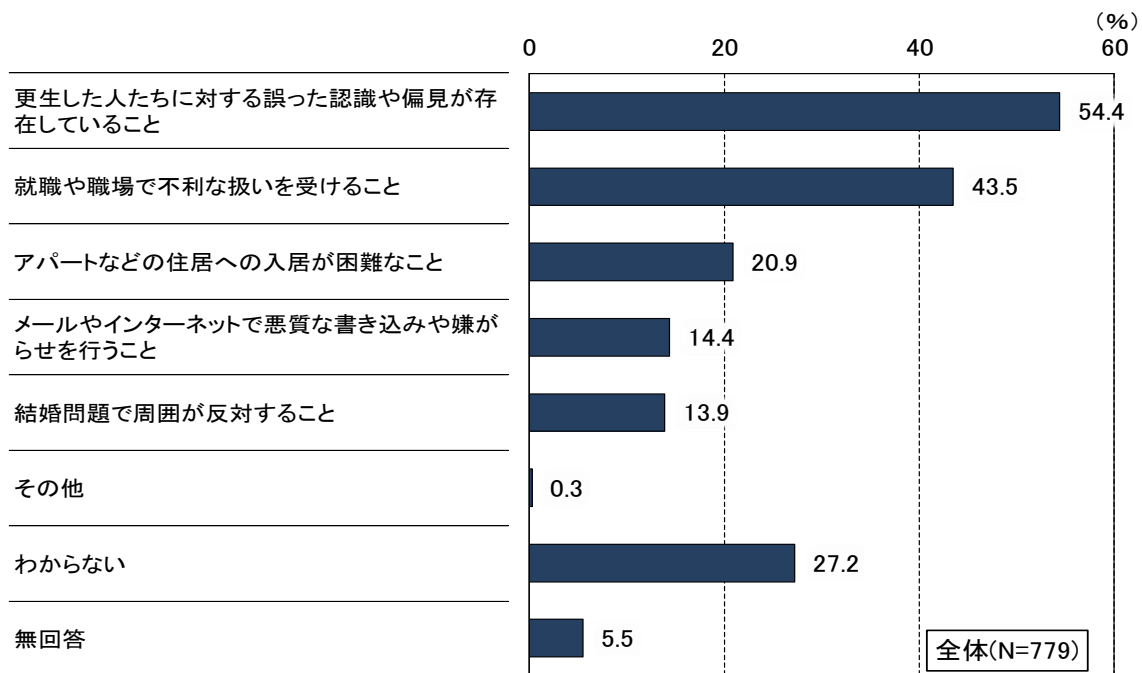
(1) 刑を終えて出所した人に関する問題

刑を終えて出所した人は、社会の偏見のために就職や住居の確保が困難など、さまざまな差別的扱いを受けることがあります。社会復帰には本人の強い更正意欲とともに、地域社会の理解と協力が欠かせないことから、偏見や差別意識の解消に向けた取り組みが必要です。

刑を終えて出所した高齢者や障害者は、自立した生活が困難であるにもかかわらず、福祉的支援も受けられないまま孤立し、再犯にいたる場合もあり、社会復帰への支援が必要です。

(市民意識調査より) あなたが、刑を終えて出所した人の人権に関することがらで、人権がとくに尊重されていないと

思うのはどのようなことですか

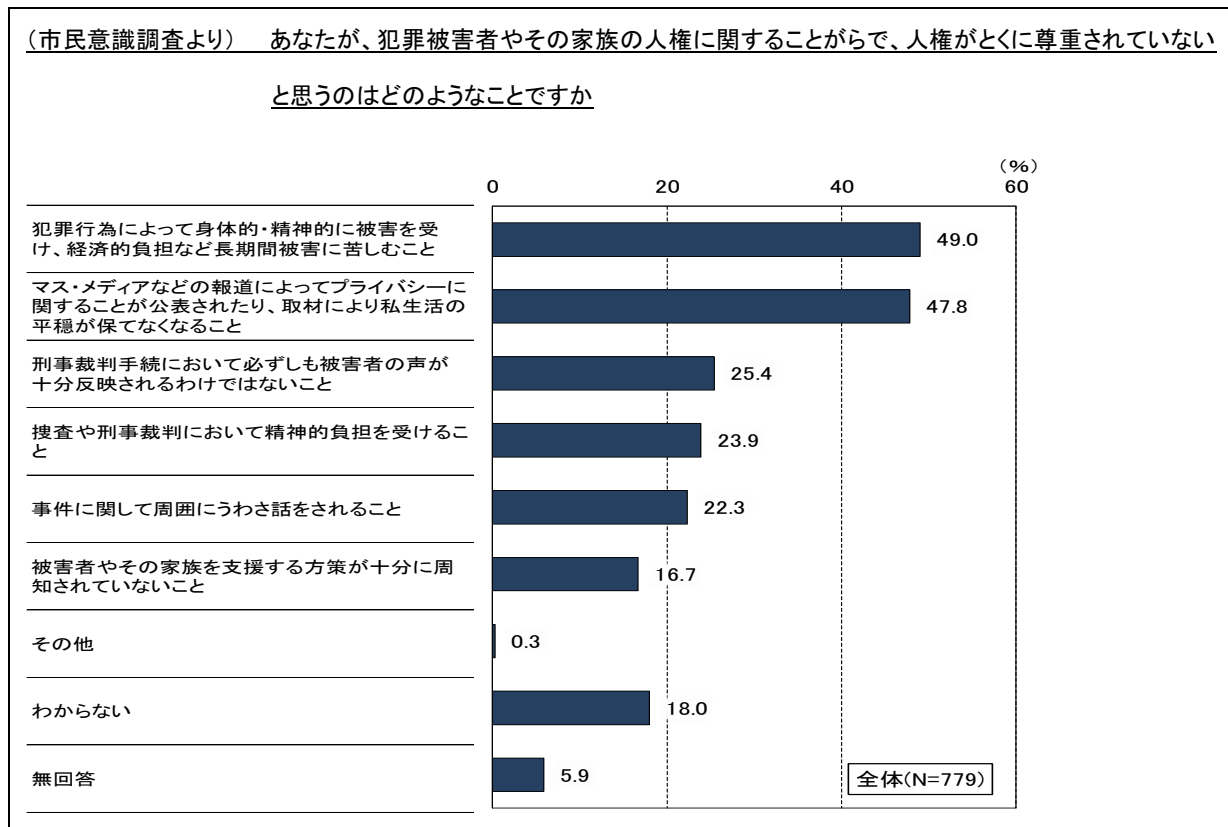


(2) 犯罪被害者に関する問題

犯罪被害者は生命を奪われ、家族を失い、傷害を負われ、財産を奪われるといった、いわば目に見える被害に加え、それらに劣らぬ重大な精神的被害を負うとともに、再被害の不安にさいなまれています。さらには、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や過剰な報道などにより、その名誉や生活の平穏が害されたり、孤立感に苦しむことも少なくありません。

このようなことから、国は「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」の制定や「犯罪被害者等給付金支給法」の改正、「犯罪被害者等基本法」の制定等、犯罪被害者の人権を保護し、救護するための法整備を進めました。また、2005（平成17）年12月には「犯罪被害者等基本計画」を策定して、損害回復、経済的支援、精神的・身体的被害の回復、刑事手続きへの関与、支援体制の整備、国民の理解の増進等について具体的な施策を示しました。

犯罪の被害は多様で、時間や場所を選ばず発生することがあり、誰もが犯罪被害者となりうる状況があるため、一人ひとりが、被害者等の置かれている状況をわが身のこととして理解して、支援していくことが求められています。



（３） 国際的紛争等に巻き込まれた人々に関する問題

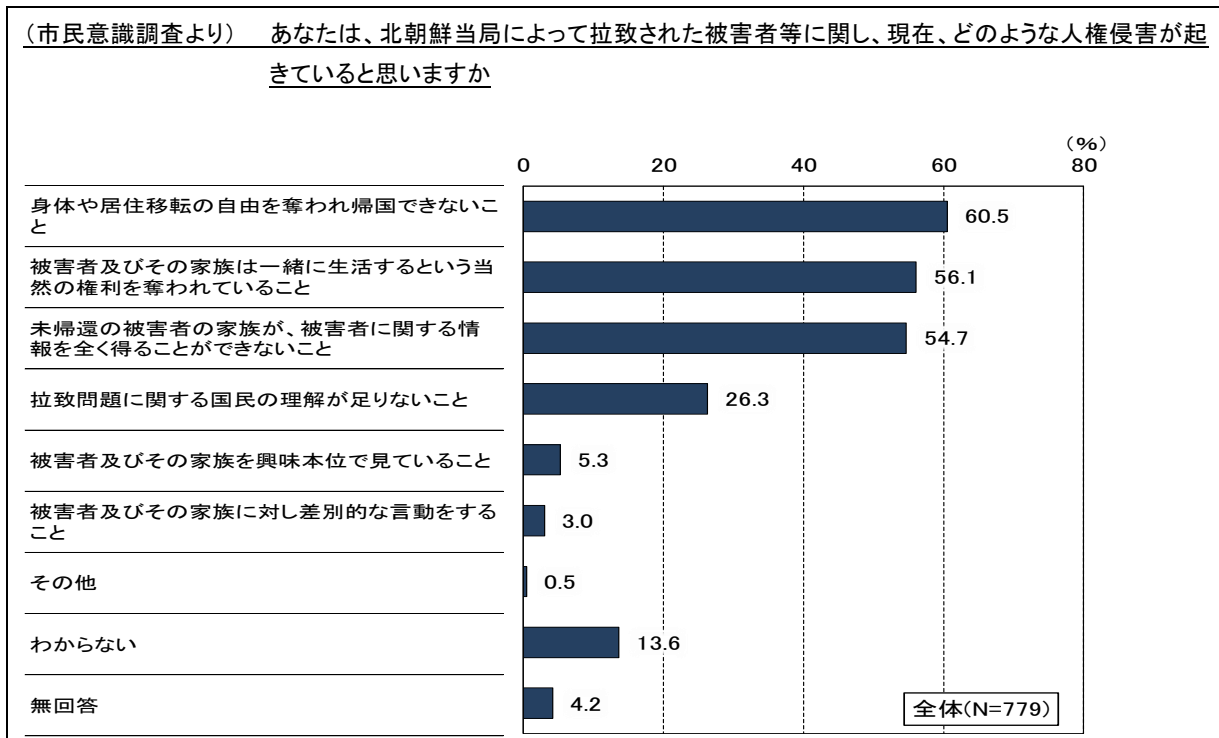
内乱や革命、国際的紛争等の政情不安定や社会、経済情勢の変化による治安の悪化などにより誘拐・拉致等に巻き込まれることがあります。

突然、強制的に、外国で誘拐され、あるいは外国に連れ去られることは、自由で平和な日常生活を奪う重大な人権侵害です。

特に、北朝鮮当局による拉致問題は、2002(平成 14)年 9 月に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人拉致を認めました。

この問題に関する国民の意識を深めるとともに、国際社会と連携していくことを目的として、2006(平成 18)年 6 月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害への対処に関する法律」が施行され、国及び地方自治体の責務が定められるとともに、毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。国際的にも関心が高まるなか、国家間の協議は進められていますが未だ解決には至っていません。その一方で、在日韓国・朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの問題も発生しています。

今後とも、市民の正しい理解に向けて啓発活動に取り組むとともに、無理解や誤解による在日韓国・朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害の防止のため、国や県等と連携して取り組む必要があります。

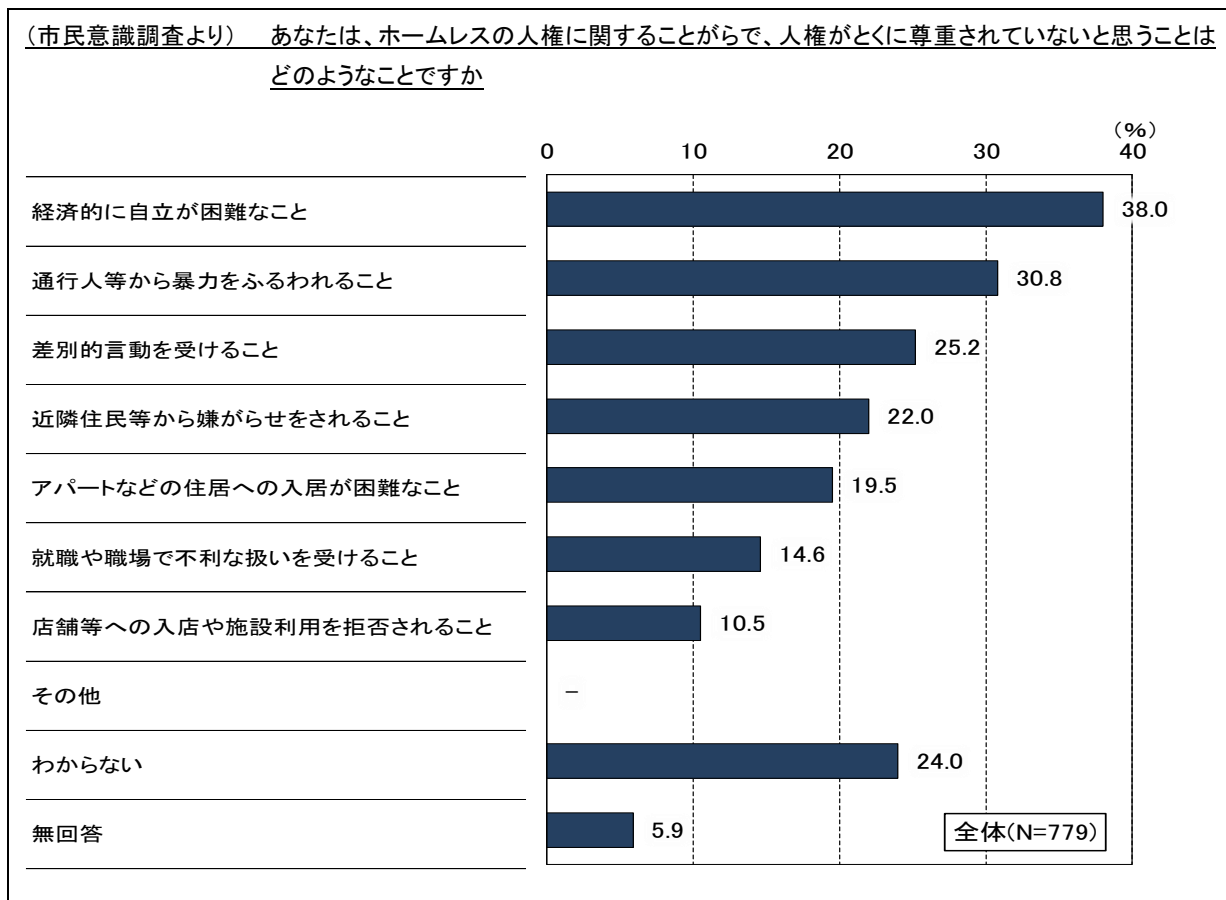


（４） ホームレスの人たちに関する問題

社会経済情勢の影響を受けた倒産、失業などさまざまな理由によりホームレスとなった人たちが全国に 7,508 人（2014（平成 26）年 1 月実施、全国調査）にのぼり、公園や路上などでの生活を余儀なくされています。

ホームレスになった人たちの中には、廃品回収など何らかの仕事をしながら元の生活に戻ろうとしている人もいます。しかし、ホームレスの人たちの実態は、あまり知られることがないため、ホームレスに対する偏見や差別意識から、嫌がらせや暴力事件も起きています。

このようなことから、今後も、関係機関や支援団体などとの連携を強化し、ホームレスの自立支援の取り組みを進める必要があります。また、地域住民はもとより、市民一人ひとりが、ホームレスの現状についての理解を深め、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消できるよう、人権教育・啓発を進めていく必要があります。



（５） 性的少数者の人権

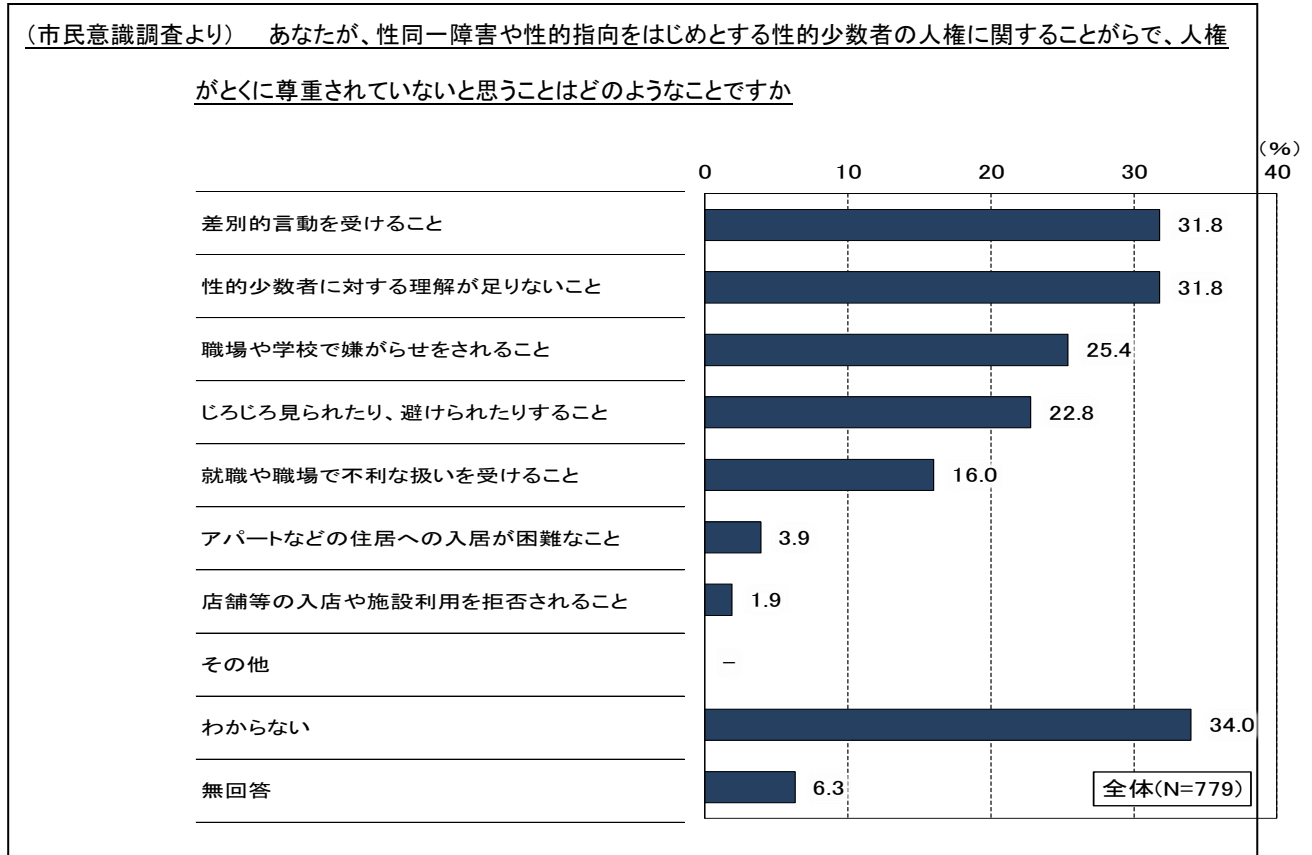
性的少数者とは、性的指向(好きになる相手の性別)が同性に向かう同性愛や男女両方に向かう両性愛の人、生物学的な性である「からだの性」と自分の性をどう考えるかという「こころの性」が一致せず、「からだの性」に対して違和感を持つ人(性同一性障害)や、先天的に身体上の性別が不明瞭な人(インターセクシュアル・性分化疾患)など多様な性のあり方があります。このうち、レズビアン（女性に惹かれる女性）、ゲイ（男性に惹かれる男性）、バイ・セクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害）の頭文字を取ってL G B T（エル・ジー・ビー・ティー）ということばも使われています。

同性愛を治療対象としていた時期もありましたが、WHO(世界保健機関)は、1993（平成5）年に国際疾病分類から削除し、1995（平成7）年に日本精神医学会も同一の見解を出しました。同性を好きになるということは、病気であるとみなされてはいませんし、治療の必要もありません。

オランダなど海外では、同性同士の結婚を認めている国や地域もあり、国内でも性的少数者であることを公表した人が、さまざまな分野で活躍するなど、社会での理解は広がってきていますが、性的少数者の性に関する受け止め方が、社会や周りの人たちと異なっていることから、偏見や差別の対象となり、また、性の区分を前提とする社会生活上の制約による苦痛や不利益を受けています。

性同一性障害者については、その社会生活上の苦痛や不利益を解消するため、一定の条件を満たす場合について、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別記載を変更することを認める「性同一性障害者の性別の取り扱いに関する法律」が2004(平成16)年7月に施行されました。しかし、性別変更の対象が限定的であるなどの問題も指摘されています。性別の移行過程にある人や性別適合手術を望まない人をどのように処遇するかという問題も残されています。

性についての多様なあり方を理解し、社会や周囲の人の性についての指向や考え方が異なっているという理由で差別したり、排除したりすることなく、それぞれの生き方を尊重するという教育・啓発が必要です。



(6) 東日本大震災に起因する人権

2011（平成 23）年 3 月 11 日に、未曾有の大災害となった東日本大震災が発生し、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。

避難生活の中では、子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など、特別な支援や配慮を必要とする人たちの困難は、より大きいものになります。

また、原発事故の影響のため、避難や転居を余儀なくされた人たちに対する根拠のない風評に基づいた偏見や差別など、被災者を二重に傷つける出来事も発生しました。

本市には、被災地からの移住者もおられることから、被災者に対する正しい理解を深め、他人事とせず、被災者と気持ちを分かち合えるよう、正しい知識を身につける努力が求められるとともに、「相手の立場に立って考える」姿勢を忘れないことが大切です。

(7) 奄美群島から移住してきた人

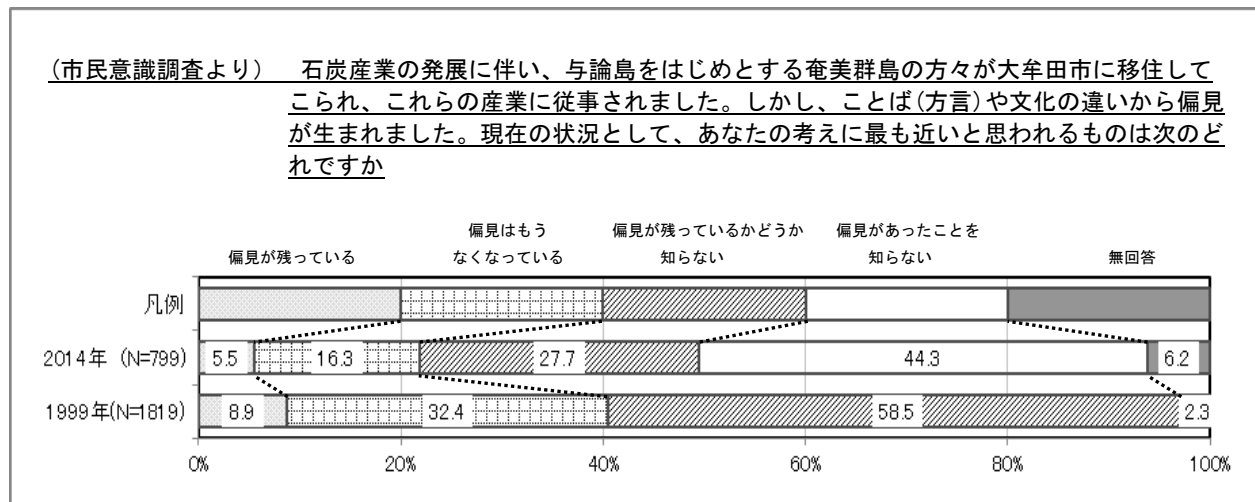
本市においては、明治末に、三池炭鉱の募集に応じ、本市に移り住んだ与論島をはじめとする奄美群島出身者に対する偏見や差別が、「与論長屋」、「島差別」として形成された史実があります。

今回調査によると、奄美群島出身者に対する偏見が「今でも偏見が残っている」5.5%、「偏見はもうなくなっている」16.3%、「偏見が残っているかどうか、わからない」27.7%と回答しています。奄美群島出身者に対する偏見があったという歴史を知る機会を持たないために「偏見があったことを知らない」と回答した人の割合は、44.3%となっています。

日本社会の中での、とりわけ本市の歴史の中で、このような偏見や差別が存在したという具体的史実の掘り起こしは、決して十分行われていません。

文化に優劣はありませんが、自分とは異なる文化を持つ人々を排除しようとする気持ちが心の中に生まれ、偏見や差別につながっていきます。

歴史や文化を正しく理解し、尊重する啓発活動が必要です。



注) 1999 (平成 11) 年の調査では「わからない」としていた選択肢を、2014 (平成 26) 年の調査では「偏見が残っているかどうか知らない」と「偏見があったことを知らない」の2つの選択肢に変更しました。このため、1999 (平成 11) 年の調査の「わからない」と回答した人の割合と、2014 (平成 26) 年の調査の「偏見が残っているかどうか知らない」と「偏見があったことを知らない」と回答した人の割合を比較するグラフとしています。

(8) その他の人権問題

以上の人権問題の他にも、犯罪組織などによって、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段で住んでいた所や国を移動させられるなどして、売春や風俗店勤務、強制的な労働などを強要される重大な犯罪である人身取引（トラフィッキング）も基本的人権を侵害する深刻な人権問題ですし、北海道などに先住していた民族であるアイヌの人々に対し、伝統や文化に対する理解不足から、偏見や差別が依然として存在しています。

このように、従来から偏見や差別の対象とされたり、弱い立場に置かれているために人権侵害を受けやすい人たちの問題に加えて、経済のグローバル化や不況の長期化、家族や地域の変容など社会・経済情勢等の変化により、ひきこもりの状態にある人をはじめとして、社会から孤立したり疎外されやすい人たちに新たな問題が生じる可能性があります。

人権問題に的確に気づき、対応策を検討するとともに、市民一人ひとりが、すべての人を個人として尊重し、認め合い、支え合う社会をつくることが重要であるという視点で教育・啓発を進めていくことが必要です。

